

岩手県知事 達増 拓也 様

要 望 書

令和 6 年 1 月 22 日

岩手県鉄構工業協同組合

理事長 佐々木 史 昭

はじめに

岩手県におかれましては、平素より本県の建設産業並びに鉄構産業の発展・振興につきまして、深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

鉄構産業は建設産業の一部ですが、相応規模の自社工場を保有する製造業としての側面を強く持つことから、2011年度より岩手県鉄構工業協同組合として独自要望をさせて頂いており、ご理解を頂戴しておりますことに心から感謝申し上げます。

おかげさまで岩手の鉄構産業は、東日本大震災復興過程においても大きな貢献を果たすことが出来、地元に優秀な人材も育ち、岩手の社会インフラを岩手の企業、人材により施工、維持管理できる体制が整いつつあると考えています。

一方、岩手県内公共工事発注量は大幅に減少し、岩手県内の鋼製社会インフラ関連工事は激減、鉄構関連各社は自社工場の稼働を維持するため、県外公共工事へ応札、あるいは下請製作等に注力し、生き残りをかけた経営努力を続けています。鋼材や資材価格の高騰や入手難という課題も継続しており、建築計画の見直しや民間工事の減少が危惧される状況も見られます。また岩手県南地域を中心に、人材不足、採用難は益々深刻さを増しています。

岩手県鉄構工業協同組合は、令和6年創立50周年を迎える、現在鉄構産業が直面している課題へ真正面に向き合い、岩手県の若年層へ鉄構産業の魅力をピアールする事業を進めております。高校生と社会人の溶接技術競技会の同日開催や、県下の中学校・高校各高において計画された社会人からの学びの場へ、継続して講師派遣などを行っています。10月10日（木）には、創立50周年記念式典を計画しておりますので、岩手県国土整備部当局からもぜひご出席頂きたくご案内申し上げます。

東日本大震災復興で整備された各種社会インフラの点検整備や、国土強靭化へ向けたさらなる取組へ、岩手県鉄構組合は地域経済への影響も大きい基幹産業として、岩手県当局に寄り添い、その実働部隊として、継続して貢献して参ります。

何卒、鉄構業界の実状を踏まえた本要望書を、ご高覧ご検討賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

1. 働き方改革について

建設業業界では、現在週休二日制実現が大きな課題となっています。その主たる要因は下請け業者の日給月給制による実労働時間確保にあります。また、複数の現場を兼務する下請け業者は、担い手不足から、残業により工期確保に追われているのが現実です。

現状から考えると、来年度から始まる時間外労働の上限規制（残業時間の上限が原則として、月 45 時間かつ年 360 時間）の確保は厳しいと言わざるを得ない状況と考えます。

建設業業界全体の構造改革を進めるため、県におかれましては適切な制度設計、工事日数の柔軟な確保、適切な諸経費についてご配慮いただくよう強く要望致します。

2. 入札制度について

（1）総合評価算定基準の評価項目における対象年限の延長について

現行の評価算定基準においては、評価対象年限が過去 5 年間となっているものが 5 項目ありますが、今後「鋼橋上部工事、鋼工作物工事、機械設備工事」の発注量が激減傾向にあることから、工事成績評定点や技術者の実績が上がりず、県内企業の受注機会を損なう傾向が強まることが懸念されます。

つきましては、評価対象年限を現行の 5 年間から 10 年間に延長していただくよう強く要望致します。

（参考）現行で 5 年間となっている対象項目

企業の施工能力 イ、工事成績評定 ウ、経営品質の取り組み 優良工事表彰
技術者の要件 カ、工事成績評定 キ、優良工事表彰
地域精通度 タ、維持修繕業務の実績

（2）合併特例措置の見直しについて

【建設業者の合併等に伴う総合点数の算定方法及び入札参加機会の確保に関する取扱要領】（平成 21 年 3 月 17 日 建技 第 636 号）において、『第 5.合併当時会社の主たる営業所が異なる振興局等の所管区域所在していた場合であって、・・・・・・、合併会社が入札に参加するに当たり、合併会社のその他の営業所についても、合併会社の主たる営業所とみなす。』と謳っていますが、この特例措置により、例えば、鋼工作物工事において、当該振興局管内に実績ある会社が存在せず、県内他地域には当該実績のある会社が存在する場合、被合併会社の本社が当該振興局管内にあって本特例措置が適用され地域精通度等において複数の加点がなされ、総合評価において、当該実績を有する県内他地域の会社より、実績のない合併会社の方が高評価になる場合があります。このことは、総合評価方式のルールをかいくぐって徒に点数アップを追い求める企業姿勢を増長させることに繋がり、企業間の適正な競争をゆがめ、建設業界が本来目指す地域に貢献する健全経営の姿とは対局にあると考えます。本特例措置を早急に中止していただきたく、ご検討をお願い致します。

（3）条件付一般競争入札における地域要件の見直しについて

現在の総合評価点算定基準の「地域精通度等における工事箇所の振興局等管内及び市町村」は、盛岡広域振興局管内は1地区、県南広域振興局管内は4地区、沿岸広域振興局管内は3地区、県北広域振興局管内は2地区で、運用がなされており、工事場所によって対象となる面積も大きく異なり、例えば、盛岡広域振興局管内1地区と、4地区に分けられている県南広域振興局花巻地区とでは、地域精通度による加点が受けられる工事箇所の範囲が大きく異なる、という不公平感が発生しています。つきましては、地域精通度等において規定する振興局管内の指定は、業者数が限られている工種については、岩手県全域を1地域とするか、あるいは4つの広域振興局単位、のみをご指定頂きますよう、よろしくお願ひ致します。

（4）鋼橋上部工工事と鋼橋補修工事の取り扱いについて

鋼橋上部工は鋼構造のみならず、材料、設計、製作、架設、防錆、維持補修、コンクリート相互作用など総合的な技術・経験が必要であり、自社工場を保有することにより、日々現場で切磋琢磨が行われ、優秀な鉄構技術が涵養されます。現場経験豊富な鉄構技術者は、コンサルタントの基本設計を参考にしながらも、必要な現場調査を行い、高度な技術判断を加え、是々非々で発注者と協議し、現況に合った最も適切な補修処置を施し、長寿命化に資することができます。しかし、現場経験の少ない技術者は、コンサル発注通りに補修工事を行うのみとなります。

自社工場においては、鉄構技術に関するさらなる技術革新に繋がるリソースを数多く有し、地域に多くの高度な雇用を産み出し、地域経済への貢献度も格段に大きいものとなります。県内に高度な鉄構技術者を育て、継続して社会インフラ整備に能力を発揮する環境を整えてこそ、岩手の社会インフラの長寿命化に繋がると考えます。

つきましては、鋼橋上部工の補修工事について、引き続き専門性を重視して鋼橋上部工事として発注されること、併せて県内に自社鉄構工場を保有することの評価・加点をお願いしたいと存じます。

加えまして、国土交通省九州地方整備局においては、令和3年度より鋼橋上部工事等において九州管内に当該工場を保有する企業に、総合評価で加点を行う措置を試行しており、3年弱が経過し修正を加えながら定着しております。東北地方整備局においても検討をお願いしておりますが、岩手県においても是非前向きにご検討頂きたく、関連資料を添付致します。何卒、宜しくお願ひ致します。

（5）機械（電気）設備保守点検の関わる入札公告について

震災復興により数多くの水門、陸閘等が一気に整備され、近年、少しづつ不具合が散見されているところです。その要因として、過酷な自然環境のもとに置かれた機械設備、電気設備の機器が多く、耐用年数が比較的短く、劣化が進行しやすいという特徴があげられます。不測の事態に対応するためには、点検業務と併せて、いち早く復旧対応が可能な業者の存在が欠かせません。

現在、県は標記業務において「一般競争入札」を基本に公告されていますが、仮に県外業者が点検業務を請け負った場合、緊急的な復旧対応が物理的に可能なのか、あるいは平素の点検業務を請け負っていない地元業者に緊急対応を求めた場合に十分な対応が出来るのか、という問題が発生します。水門、陸閘施設にとって、日常点検業務における適切な状態把握があってこそ、望ましい復旧、改善提案等が可能になると考えます。

つきましては、標題の入札について、入札参加資格は『岩手県内に主たる営業所を有すること』として頂きたく、よろしくお願ひ致します。

（6）機械（電気）設備保守点検整備の一括発注について

昨年も要望させていただき、「地域ごとの一括発注、複数年発注については、施設を管理する上でのメリット・デメリットを勘案しながら検討していきます。」とご回答いただいておりますが、一括発注や複数年発注を実現していただければ、企業にとって、計画的かつ効率的に業務を行うことが可能となり、また発注者側、施設管理者側においても、管理の効率化等様々なメリットが図られるものと考えます。引き続き、前向きにご検討頂きますよう、よろしくお願ひ致します。

（7）機械設備工事における配置技師の資格について

機械設備工事の中で、除塵機やポンプ等の工事、開閉機の更新や補修などにおいては機械器具設置工事業の実務経験が、陸閘・水門設備工事などでは鋼構造物工事業の資格（1級、2級土木施工管理技士）が、求められる場合があります。

現状、県内の水門工事会社にとっては、機械器具設置工事における実務経験の新規取得は極めて限られ、主にポンプメーカー等に限定されてしまっております。

つきましては、機械設備工事において実務経験の求めは行わず、鋼構造物工事業の資格の求めに統一して頂くか、あるいは入札時に併記していただくようお願い致します。

3. その他

(1) 優良県営建設工事の表彰種別の見直しについて

現在、優良県営建設工事の表彰対象となる種別は、今年度から、これまでの「土木工事」「土木系工事」「建築工事」「建築系工事」の4区分から「建築系工事」を見直し、専門工事業である「電気・通信設備工事」「管設備ほか工事」を加えた5区分となっています。

このうち、「土木系工事」の発注工種は比較的発注の多い「舗装」、「法面処理」、「鋼橋上部」、「鋼工作物工事」、「塗装」等々11工種と他の表彰対象種別に比べ非常に多くなっています。

つきましては、「土木系工事」の中から、専門性の高い「鋼橋上部工事」、「鋼工作物工事」を合わせて独立させ、

- ① 「土木工事」
- ② 「土木系工事」
- ③ 「建築工事」
- ④ 「電気・通信設備工事」
- ⑤ 「管設備ほか工事」
- ⑥ 「鋼橋上部工事・鋼工作物工事」

の6区分として頂きますよう、宜しくお願ひします。

(2) 大臣認定工場の活用と適切なグレード指定について

原材料費や副資材費等あらゆる価格高騰の影響により、現在民間建築工事が大きく減ってきております。県営建築工事ご発注に際しましては、積極的な鉄骨造のご採用をお願い申し上げますとともに、鉄骨造をご採用頂いた場合は、国土交通大臣より認定を受けた鉄骨製作工場を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

また、大臣認定工場ご活用の際は、上位グレードに集中しないよう、グレード別適用範囲に準拠する形の指定についてご配慮頂きますよう宜しくお願ひ致します。

以上